

令和 5 年度

国家公務員の倫理の保持に関する状況及び
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

令和 6 年 9 月

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第4条の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。

目 次

1	各種報告書の提出件数	1
	(1) 贈与等報告書の提出件数	
	(2) 株取引等報告書の提出件数	
	(3) 所得等報告書の提出件数	
2	倫理監督官への届出等の状況	2
	(1) 倫理監督官への届出件数	
	(2) 倫理監督官の承認の状況	
3	懲戒処分等の状況	2
	(1) 国家公務員倫理法令違反による処分等の状況	
	(2) 懲戒処分の概要の公表の状況	
4	国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策	4
	(1) 国家公務員倫理審査会が講じた施策	
	(2) 中央人事行政機関が講じた施策	
	(3) 各府省等が講じた施策	
別表		7

1 各種報告書の提出件数

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）は、国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、職員（倫理法第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

（1）贈与等報告書の提出件数

倫理法第6条第1項では、本省課長補佐級以上の職員（倫理法第2条第2項各号に掲げる職員をいう。）は、事業者等から贈与等を受けたとき等は、四半期ごとに、贈与等報告書を各省各庁の長等（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長並びに行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされている。倫理法第6条第2項の規定に基づき、そのうち指定職以上の職員（倫理法第2条第3項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に係る報告書の写しは国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。また、倫理法第9条第2項の規定に基づき、当該報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）については、閲覧を請求することができる。

令和5年度の贈与等報告書の提出件数は、21,983件であった。これらのうち、指定職以上の職員に係る報告書の件数は3,759件、また、閲覧を請求することができる報告書の件数は3,391件である（別表1）。

贈与等報告書の提出件数21,983件の内訳を見ると、金銭、物品等の供与関係が513件（提出件数に占める割合2.3%）、飲食の提供等関係が17,788件（同80.9%）、報酬関係が3,682件（同16.7%）となっている。指定職以上の職員に係る報告書については、金銭、物品等の供与関係が183件（指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合4.9%）、飲食の提供等関係が3,084件（同82.0%）、報酬関係が492件（同13.1%）となっている。

（2）株取引等報告書の提出件数

倫理法第7条第1項では、本省審議官級以上の職員（倫理法第2条第4項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、倫理法第7条第2項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審

査会が審査を行っている。

令和5年の株取引等報告書の提出件数は、121件であった（別表2）。

（3）所得等報告書の提出件数

倫理法第8条第1項では、本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であったものに限る。）は、毎年、所得等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、同条第3項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和5年の所得等報告書の提出件数は、1,509件であった（別表2）。

2 倫理監督官への届出等の状況

（1）倫理監督官への届出件数

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）第8条では、職員が自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官に届け出なければならないとされている。

令和5年度における倫理監督官への届出件数は、1,097件であった（別表3）。

（2）倫理監督官の承認の状況

倫理規程第9条第1項では、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないとされている。

令和5年度における承認申請件数は、37件であり、その全件について承認された（別表4）。

3 懲戒処分等の状況

（1）国家公務員倫理法令違反による処分等の状況

任命権者及び倫理審査会は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第84条第1項及び倫理法第30条の規定に基づき、職員が倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為（以下「倫理法違反行為」という。）を行った場合には、当該職員に対し、懲戒処分を行うことができる。

令和5年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案は6件（6名）あり、その内訳は、免職2名、減給1名、戒告3名であった。また、倫理法違反行為に対する倫理審査会による懲戒処分はなかった。

事案の概要は、以下のとおりである。

(事案 1)

法務省の施設等機関において、利害関係者から供応接待及び物品の贈与を受けた職員 1 名について、免職の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った（職員は、公契約関係競売入札妨害等の容疑で逮捕・起訴され有罪の判決を受けている。）。

(事案 2)

法務省の施設等機関において、利害関係者から金銭の貸付けを受けた職員 1 名について、免職の処分を行った（職員は、加重収賄の容疑で逮捕・起訴され有罪の判決を受けている。）。

(事案 3)

文部科学省において、利害関係者から供応接待を受けた職員 1 名について、減給 1 月（俸給の月額 10 分の 1）の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案 4)

国土交通省の地方支分部局において、利害関係者から無償で役務の提供を受けた職員 1 名について、戒告の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案 5)

国土交通省において、利害関係者から供応接待及び物品の贈与を受けた職員 1 名について、戒告の処分を行った。

(事案 6)

環境省の地方支分部局において、利害関係者から金銭の貸付けを受けた職員 1 名について、戒告の処分を行った。

また、令和 5 年度中に、倫理法違反行為に対して、各府省等の内規による訓告、嚴重注意等の処分が行われた事案は、10 件（14 名）であった。

(2) 懲戒処分の概要の公表の状況

倫理法第 27 条第 1 項及び第 32 条では、任命権者及び倫理審査会は、自ら行った懲戒処分につき職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、

その概要の公表をすることができるとされている。

令和5年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案については、6件全ての概要が公表された。

4 国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策

(1) 国家公務員倫理審査会が講じた施策

倫理審査会は、贈与等報告書等の審査、倫理法違反行為に対する懲戒処分の承認、必要な指導等のほか、次の施策を講じた。

- ① 各府省等の本省の倫理事務担当者等に対する各種連絡・周知等の機会や官房長等との懇談会を通じて、倫理研修の定期的・計画的な実施、職員の職務に係る倫理の保持のための相談・通報窓口の利活用促進の要請を行った。あわせて各府省等における倫理保持のための取組の参考となるよう、各府省等で実施された啓発活動や倫理的な組織風土の構築のための取組の具体例の共有等を行った。
- ② 倫理制度の周知徹底及び各府省等における倫理保持に係る取組の推進を目的として、本府省等で実務を担う倫理事務担当者等を対象に、倫理制度説明会を4月及び10月にWebで1回ずつ開催した。地方機関に対しては、説明会の模様を録画した映像資料等を政府共通の電子掲示板を通じて提供し、また、一部地方機関を対象にWeb又は対面での説明会を開催した。
- ③ 各府省等におけるeラーニングに資する教材（自習研修教材）として、一般職員用、課長補佐級職員用及び幹部・管理職員用の3階層の教材を各府省等に配布した。また、若手職員向けに倫理制度をより分かりやすく解説したマンガ教材を「国家公務員倫理教本」と合本して職員に配布したほか、倫理審査会ホームページに掲載した。
- ④ 府省等からの要請に応じて、事務局職員を各府省等が実施する倫理研修等に講師として派遣しており、令和5年度は、各府省等における階層別研修など延べ38コース（うちWebを通じたものは24コース）に講師を派遣し、倫理制度の解説、具体的なケースを用いた倫理制度に対する理解の浸透や相談・通報の仕組みの周知などを行った。また、一部の研修においては、具体的なケースを想定した参加者間での討議を取り入れることで、より当事者意識を持って研修に参加し、考える機会を持てるよう工夫を行った。
- ⑤ 令和5年度も12月の1か月間を「国家公務員倫理月間」（以下「倫理月間」という。）とした。倫理月間に際し、毎年、職員向けの標語を募集しており、令和4年度から引き続き、事業者向けの標語の募集も行った。公募作品の中から採用した標語「国の未来 背負うあなたの 倫理観」（職員向け）、「知ってほしい 国家を支える そのルール」（事業者向け）を用いた啓発用ポスターを作成し、各府省等

のほか、全国の地方公共団体及び経済団体等に配布した。このうち、各府省等には、配布した職員向けの標語を用いたポスターについて、各部署の管理者自らが倫理に関するメッセージを記入した上で掲示するよう要請を行い、実際に多くの府省等において工夫を凝らした様々なメッセージが書き込まれた。このほか、企業倫理・コンプライアンスの専門家を招いてWebを通じた講演会を幹部・管理職員向け及び一般職員向けに計2回開催するとともに、各府省等の倫理監督官等に対し、幹部・管理職員への直接の注意喚起、職場での相談しやすい環境づくり、組織内外の相談・通報窓口の周知徹底などの要請を行った。また、eラーニングによる研修について、倫理月間後に採用された職員等を含めた全職員を受講対象とすることや受講完了者の把握・未受講者への受講の督促を行うことなどを各府省等に対して要請した。

- ⑥ 国家公務員と接触する機会のある民間企業等における倫理法・倫理規程に関する理解の促進を図るため、全国の経済団体等に対し事業者向け啓発用ポスターの掲示依頼、機関誌やウェブサイトへの公務員倫理に関する記事やパンフレットなどの掲載依頼、会員企業のコンプライアンス担当部署に対する広報依頼など、事業者等に対する広報活動への協力依頼等を行った。

また、地方公共団体に対して、当該啓発用ポスターの電子媒体を47都道府県、20政令指定都市に配布し、周知、広報活動を行った。

このほか、倫理保持のための施策の企画等に活用するため、市民と職員それぞれを対象とする公務員倫理に関するアンケート調査を実施するとともに、倫理制度や公務員倫理をめぐる諸問題について各界から幅広く意見を聴取した。

(2) 中央人事行政機関が講じた施策

中央人事行政機関の事務として、内閣官房及び人事院が講じた施策は、次のとおりである。

- ① 内閣官房は、「令和5年度における人事管理運営方針」（令和5年3月28日内閣総理大臣決定）において、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するため国家公務員法に定められた服務規律及びその他の法令の遵守について、幹部職員や管理職員が改めて自ら確認を行うとともに、全ての職員に対し周知徹底を行い、違反する行為に対しては厳正な措置を講ずることとした。
- ② 内閣官房及び人事院は、以下の研修において、職員の倫理感のかん養・保持のためのカリキュラムを実施した。
- ア 第57回国家公務員合同初任研修（内閣官房・人事院）（修了者数859名）
- イ 行政研修、本府省等職員研修及び地方機関職員研修（人事院）（修了者数2,389名。ただし、アを除く。）

(3) 各府省等が講じた施策

各府省等が講じた施策は、次のとおりである。

- ① 倫理監督官等から職員に向けたメッセージの発出、倫理審査会が作成した「国家公務員倫理教本」、倫理啓発パンフレットの職員への配布等を通じて、倫理法・倫理規程の周知徹底の指示・指導を行った。
- ② 階層別研修等において倫理講座を設定するなど、受講者の立場に応じた研修・講座の設定・充実等を行った。
- ③ 利害関係者となり得る関係団体や契約の相手方に対して、各種パンフレット等を配布するなど、制度の周知や倫理法・倫理規程の遵守について協力を要請した。
- ④ 日常業務のほか、課内連絡会議等を通じて、管理・監督の地位にある者から部下職員に対して指導を行った。
- ⑤ 管理・監督の地位にある者に対して、会議等における指示・指導のほか、研修等における講座の設定・充実等を行った。
- ⑥ 倫理法・倫理規程にのっとり適切に対応したことを疎明することの重要性について会議等を通じて周知・徹底した。
- ⑦ その他各職場の状況を踏まえたリーフレット等を作成して配布するなど、各府省等が独自の取組を行った。

別表 1－1 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁全体）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※ 1		合計	
	うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超	
会計検査院	3	1	36	6	25	18	64	25
内閣官房	3	0	27	1	25	11	55	12
内閣法制局	0	0	7	0	80	29	87	29
人事院	2	1	5	0	2	1	9	2
内閣府	5	1	145	4	33	20	183	25
宮内庁	0	0	0	0	19	15	19	15
公正取引委員会	27	13	19	1	16	10	62	24
国家公安委員会	6	0	23	0	7	7	36	7
警察庁	7	0	51	3	121	93	179	96
個人情報保護委員会	1	0	1	0	1	1	3	1
カジノ管理委員会	0	0	3	0	0	0	3	0
金融庁	14	1	485	100	2	1	501	102
消費者庁	0	0	88	3	4	2	92	5
こども家庭庁	1	1	0	0	15	10	16	11
デジタル庁	0	0	14	3	7	6	21	9
復興庁	0	0	10	3	3	2	13	5
総務省	29	4	455	30	243	201	727	235
公害等調整委員会	0	0	0	0	1	1	1	1
消防庁	0	0	46	6	27	19	73	25
法務省	30	1	281	6	679	393	990	400
出入国在留管理庁	37	0	11	0	6	4	54	4
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	7	5	7	5
外務省	143	25	622	66	72	51	837	142
財務省	3	0	758	16	85	69	846	85
国税庁	43	11	2,671	28	190	168	2,904	207
文部科学省	20	6	319	24	536	310	875	340
スポーツ庁	9	2	45	13	2	2	56	17
文化庁	0	0	97	1	57	27	154	28
厚生労働省	7	3	1,581	64	1,034	597	2,622	664
中央労働委員会	1	0	3	2	1	1	5	3
農林水産省	43	2	1,379	232	44	30	1,466	264
林野庁	0	0	365	4	2	1	367	5
水産庁	0	0	197	16	0	0	197	16
経済産業省	22	6	1,710	89	77	59	1,809	154
資源エネルギー庁	0	0	41	0	0	0	41	0
特許庁	6	0	178	56	19	13	203	69
中小企業庁	0	0	30	3	0	0	30	3
国土交通省	32	0	5,456	184	186	106	5,674	290
観光庁	1	0	91	11	0	0	92	11
気象庁	12	4	10	0	18	8	40	12
運輸安全委員会	0	0	26	1	0	0	26	1
海上保安庁	4	0	256	9	10	8	270	17
環境省	2	0	210	7	26	18	238	25
原子力規制委員会	0	0	3	0	0	0	3	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計①	513	82	17,755	992	3,682	2,317	21,950	3,391

別表 1－2 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人全体）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※ 1		合計	
	うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	2	0	0	0	2	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	30	0	0	0	30	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	1	0	0	0	1	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計②	0	0	33	0	0	0	33	0
合計（小計①＋小計②）	513	82	17,788	992	3,682	2,317	21,983	3,391
割合 ※ 2	2.3%		80.9%		16.7%			

※ 1 報酬とは、原稿料、講演料等である。（贈与等報告書を提出すべき職員に係る報告書の件数に占める割合(%)）

※ 2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表 1－3 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職未満）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※ 1		合計	
	うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超	
会計検査院	2	0	17	3	24	18	43	21
内閣官房	2	0	9	1	6	3	17	4
内閣法制局	0	0	0	0	75	24	75	24
人事院	1	1	5	0	0	0	6	1
内閣府	4	1	104	1	22	15	130	17
宮内庁	0	0	0	0	18	14	18	14
公正取引委員会	21	9	11	1	14	8	46	18
国家公安委員会	4	0	20	0	6	6	30	6
警察庁	5	0	37	3	97	72	139	75
個人情報保護委員会	1	0	1	0	1	1	3	1
カジノ管理委員会	0	0	3	0	0	0	3	0
金融庁	6	1	294	59	2	1	302	61
消費者庁	0	0	45	1	4	2	49	3
こども家庭庁	1	1	0	0	15	10	16	11
デジタル庁	0	0	1	0	5	5	6	5
復興庁	0	0	5	1	1	0	6	1
総務省	6	1	297	14	233	192	536	207
公害等調整委員会	0	0	0	0	1	1	1	1
消防庁	0	0	30	3	24	16	54	19
法務省	7	0	144	5	421	234	572	239
出入国在留管理庁	17	0	7	0	0	0	24	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	2	1	2	1
外務省	100	16	474	53	64	45	638	114
財務省	0	0	607	13	71	66	678	79
国税庁	43	11	2,595	23	190	168	2,828	202
文部科学省	16	4	220	16	533	309	769	329
スポーツ庁	1	0	25	8	0	0	26	8
文化庁	0	0	82	0	16	10	98	10
厚生労働省	7	3	1,450	51	971	566	2,428	620
中央労働委員会	1	0	0	0	1	1	2	1
農林水産省	19	1	1,048	152	42	28	1,109	181
林野庁	0	0	302	3	1	0	303	3
水産庁	0	0	156	10	0	0	156	10
経済産業省	18	6	1,471	67	77	59	1,566	132
資源エネルギー庁	0	0	36	0	0	0	36	0
特許庁	5	0	119	39	18	12	142	51
中小企業庁	0	0	22	2	0	0	22	2
国土交通省	24	0	4,604	121	182	105	4,810	226
観光庁	1	0	62	8	0	0	63	8
気象庁	12	4	6	0	18	8	36	12
運輸安全委員会	0	0	10	0	0	0	10	0
海上保安庁	4	0	201	8	10	8	215	16
環境省	2	0	149	2	25	18	176	20
原子力規制委員会	0	0	2	0	0	0	2	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計③	330	59	14,671	668	3,190	2,026	18,191	2,753

別表 1－4 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人職員のうち国家公務員倫理法第 2 条第 3 項第 4 号に該当しない者）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※ 1		合計	
	うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	2	0	0	0	2	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	30	0	0	0	30	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	1	0	0	0	1	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計④	0	0	33	0	0	0	33	0
合計（小計③＋小計④）	330	59	14,704	668	3,190	2,026	18,224	2,753
割合 ※ 2	1.8%		80.7%		17.5%			

※ 1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職未満の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※ 2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表 1－5 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職以上）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※ 1		合計	
	うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超	
会計検査院	1	1	19	3	1	0	21	4
内閣官房	1	0	18	0	19	8	38	8
内閣法制局	0	0	7	0	5	5	12	5
人事院	1	0	0	0	2	1	3	1
内閣府	1	0	41	3	11	5	53	8
宮内庁	0	0	0	0	1	1	1	1
公正取引委員会	6	4	8	0	2	2	16	6
国家公安委員会	2	0	3	0	1	1	6	1
警察庁	2	0	14	0	24	21	40	21
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	8	0	191	41	0	0	199	41
消費者庁	0	0	43	2	0	0	43	2
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	13	3	2	1	15	4
復興庁	0	0	5	2	2	2	7	4
総務省	23	3	158	16	10	9	191	28
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	16	3	3	3	19	6
法務省	23	1	137	1	258	159	418	161
出入国在留管理庁	20	0	4	0	6	4	30	4
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	5	4	5	4
外務省	43	9	148	13	8	6	199	28
財務省	3	0	151	3	14	3	168	6
国税庁	0	0	76	5	0	0	76	5
文部科学省	4	2	99	8	3	1	106	11
スポーツ庁	8	2	20	5	2	2	30	9
文化庁	0	0	15	1	41	17	56	18
厚生労働省	0	0	131	13	63	31	194	44
中央労働委員会	0	0	3	2	0	0	3	2
農林水産省	24	1	331	80	2	2	357	83
林野庁	0	0	63	1	1	1	64	2
水産庁	0	0	41	6	0	0	41	6
経済産業省	4	0	239	22	0	0	243	22
資源エネルギー庁	0	0	5	0	0	0	5	0
特許庁	1	0	59	17	1	1	61	18
中小企業庁	0	0	8	1	0	0	8	1
国土交通省	8	0	852	63	4	1	864	64
観光庁	0	0	29	3	0	0	29	3
気象庁	0	0	4	0	0	0	4	0
運輸安全委員会	0	0	16	1	0	0	16	1
海上保安庁	0	0	55	1	0	0	55	1
環境省	0	0	61	5	1	0	62	5
原子力規制委員会	0	0	1	0	0	0	1	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑤	183	23	3,084	324	492	291	3,759	638

別表 1－6 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人職員のうち国家公務員倫理法第 2 条第 3 項第 4 号に該当する者）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※ 1		合計	
	うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超		うち 2 万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑥	0	0	0	0	0	0	0	0

合計（小計⑤＋小計⑥）	183	23	3,084	324	492	291	3,759	638
割合 ※ 2	4.9%		82.0%		13.1%			

※ 1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※ 2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表２ 株取引等報告書及び所得等報告書の提出件数

(単位:件)

府省等名	株取引等報告書	所得等報告書
会計検査院	3	17
内閣官房	5	48
内閣法制局	1	6
人事院	2	13
内閣府	4	44
宮内庁	1	6
公正取引委員会	2	10
国家公安委員会	1	21
警察庁	5	26
個人情報保護委員会	0	3
カジノ管理委員会	0	4
金融庁	2	16
消費者庁	1	7
こども家庭庁	0	6
デジタル庁	1	11
復興庁	0	5
総務省	8	34
公害等調整委員会	0	1
消防庁	0	4
法務省	36	801
出入国在留管理庁	2	7
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	2	8
外務省	8	50
財務省	5	51
国税庁	1	12
文部科学省	2	13
スポーツ庁	0	2
文化庁	1	4
厚生労働省	8	52
中央労働委員会	0	2
農林水産省	3	28
林野庁	1	5
水産庁	0	4
経済産業省	0	44
資源エネルギー庁	0	7
特許庁	0	6
中小企業庁	0	5
国土交通省	7	65
観光庁	0	4
気象庁	4	12
運輸安全委員会	1	1
海上保安庁	0	16
環境省	2	19
原子力規制委員会	2	9
防衛省	0	0
小計①	121	1,509

行政執行法人名	株取引等報告書	所得等報告書
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	121	1,509
-------------	-----	-------

別表 3 倫理監督官への届出件数

(単位:件)

府省等名	届出件数
会計検査院	0
内閣官房	6
内閣法制局	0
人事院	0
内閣府	10
宮内庁	0
公正取引委員会	0
国家公安委員会	14
警察庁	0
個人情報保護委員会	0
カジノ管理委員会	0
金融庁	16
消費者庁	0
こども家庭庁	0
デジタル庁	2
復興庁	7
総務省	62
公害等調整委員会	0
消防庁	2
法務省	9
出入国在留管理庁	0
公安審査委員会	0
公安調査庁	0
外務省	4
財務省	30
国税庁	118
文部科学省	19
スポーツ庁	8
文化庁	8
厚生労働省	47
中央労働委員会	0
農林水産省	321
林野庁	25
水産庁	54
経済産業省	169
資源エネルギー庁	14
特許庁	6
中小企業庁	11
国土交通省	131
観光庁	3
気象庁	0
運輸安全委員会	0
海上保安庁	0
環境省	1
原子力規制委員会	0
防衛省	0
小計①	1,097

行政執行法人名	届出件数
独立行政法人国立公文書館	0
独立行政法人統計センター	0
独立行政法人造幣局	0
独立行政法人国立印刷局	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0
小計②	0

合計(小計①+小計②)	1,097
-------------	-------

別表４ 倫理監督官の承認の状況

(単位:件)

府省等名	申請件数	承認された件数
会計検査院	0	0
内閣官房	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
内閣府	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
国家公安委員会	0	0
警察庁	0	0
個人情報保護委員会	1	1
カジノ管理委員会	0	0
金融庁	0	0
消費者庁	0	0
こども家庭庁	0	0
デジタル庁	0	0
復興庁	0	0
総務省	2	2
公害等調整委員会	0	0
消防庁	0	0
法務省	2	2
出入国在留管理庁	0	0
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	0	0
外務省	0	0
財務省	0	0
国税庁	0	0
文部科学省	1	1
スポーツ庁	0	0
文化庁	0	0
厚生労働省	22	22
中央労働委員会	0	0
農林水産省	3	3
林野庁	0	0
水産庁	0	0
経済産業省	0	0
資源エネルギー庁	0	0
特許庁	0	0
中小企業庁	0	0
国土交通省	6	6
観光庁	0	0
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	0
防衛省	0	0
小計①	37	37

行政執行法人名	申請件数	承認された件数
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	37	37
-------------	----	----